

総合計画審議会について

令和3年10月

第1回総合計画審議会資料

総合計画審議会について

1 所掌事務・組織等

総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関して審議を行うものであり、委員は15名で、委嘱期間は、令和3年10月13日から令和5年3月31日までとする。

○四国中央市総合計画審議会条例（平成24年6月21日 条例第16号）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 審議事項

総合計画審議会での審議事項については、下記のとおりとする。

- (1) 第三次総合計画基本構想
- (2) 第三次総合計画基本計画
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 公共施設等総合管理計画

○四国中央市総合計画審議会条例施行規則（令和3年3月17日 条例第3号）

（審議事項）

第2条 条例第2条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会スケジュール

開催時期	会議名・内容
10月13日（水）	第1回 四国中央市総合計画審議会（諮問） <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・第三次総合計画及び総合戦略の策定について ・第2期総合戦略の取組について ・公共施設等総合管理計画の改訂について
12月上旬	第2回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次総合計画基本構想（素案）について
12月中旬	第3回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画改訂（案）について
令和4年2月上旬	第4回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次総合計画基本構想（案）について
令和4年5月中旬	第5回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次総合計画基本計画（素案）について
令和4年7月中旬	第6回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次総合計画基本計画（案）について
令和4年10月中旬	第7回 四国中央市総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期総合戦略 令和3年度進捗評価について

○四国中央市総合計画審議会条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 13 号

改正 平成 17 年 6 月 10 日条例第 29 号

平成 23 年 9 月 22 日条例第 21 号

平成 24 年 6 月 21 日条例第 16 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 24 条例 16・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定等に関する必要な事項について審議を行うものとする。

(平 24 条例 16・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 23 条例 21・平 24 条例 16・一部改正)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(平 17 条例 29・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 24 条例 16・全改)

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 10 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 21 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○四国中央市総合計画審議会条例施行規則

平成 16 年 8 月 3 日

規則第 169 号

改正 平成 24 年 6 月 21 日規則第 31 号

(題名改称)

令和 3 年 3 月 17 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市総合計画審議会条例(平成 16 年四国中央市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、四国中央市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 規則 31・一部改正)

(審議事項)

第 2 条 条例第 2 条に規定する審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令 3 規則 3・一部改正)

(会長等の責務)

第 3 条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を迅速かつ能率的に運営するよう努めなければならない。

2 審議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

(平 24 規則 31・一部改正)

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 審議会に、部会を置くことができる。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 24 規則 31・全改)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 21 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日規則第 3 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。